

平成 21 年 11 月 25 日

新たな回復基準・救済方策について（案）

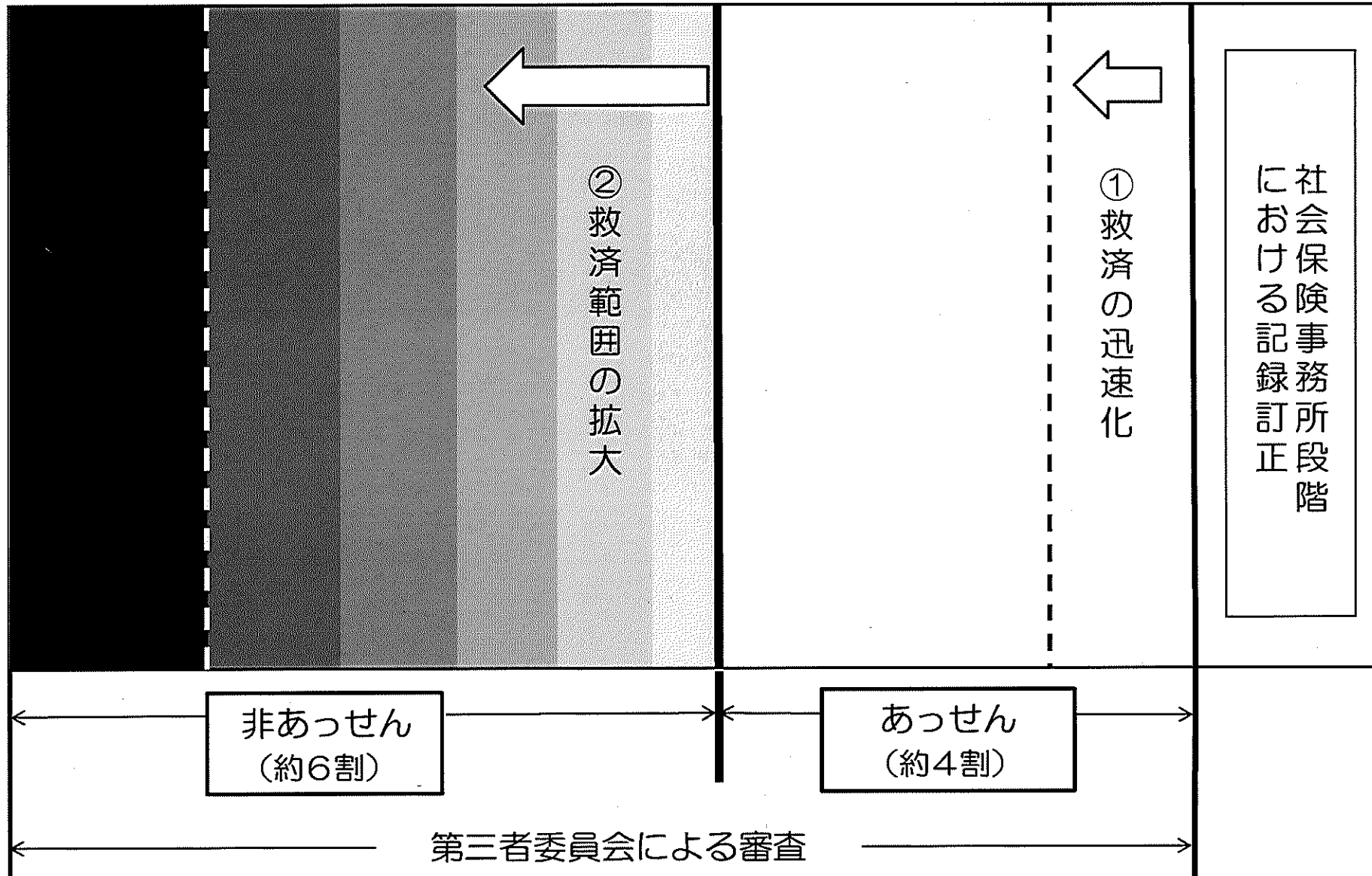
I 新たな回復基準・救済方策に係る当面の検討項目

- 1 国民年金
- 2 厚生年金
 - (1) 標準報酬遡及訂正事案 6. 9 万件
 - (2) 脱退手当金
- 3 名寄せ特別便
- 4 無年金者対策

II 新たな回復基準の考え方

- 新たな回復基準を設ける意義は、以下の二点が考えられる。
 - ① 救済の迅速化
 - ② 救済範囲の拡大
- 上記①、②それぞれについての概念図は、別紙のとおり。

新たな回復基準を設ける意義 (概念図)



1 国民年金

(考えられる回復基準案)

○ 下記の場合に、申立期間の保険料を納付していたものと認定する。

① 次のすべてに該当する場合

- ・ 現年度・過年度納付を問わず、申立期間が1年以内かつ1回
- ・ 申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間である
- ・ 申立期間以外に未納がない

〔→ 現行基準（別紙）と比較すると、過年度納付の申立てについても対象としている点で基準の緩和となる。〕

② 次のすべてに該当する場合

- ・ 現年度・過年度納付を問わず、申立期間が2年以内かつ1回
- ・ 申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間である
- ・ 申立期間以外に未納がない
- ・ 申立期間中に配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金保険料を納付している

〔→ 現行基準（別紙）と比較すると、過年度納付及び申立期間2年以内の申立てについても対象としている点で基準の緩和となる。〕

○ 以下の場合には、上記の対象外とする。

- ・ 制度上納付が困難など明らかに不合理な申立ての場合
- ・ 基礎年金番号導入の平成9年1月以降の納付についての申立ての場合
- ・ 特例納付に係る申立ての場合

I 考え方

○ 上記の基準案に該当するものについて、第三者委員会において概ねあっせんされていることを前提に、第三者委員会の審議を経ず、社会保険事務所段階において記録訂正を行う。

II 留意点

○ 上記①及び②の基準案に該当する事案についての第三者委員会でのあっせん率は、それぞれ、98.3%、100%となっており、概ねあっせんされている状況にあるが、さらに①の基準案に係る非あっせん事例の分析をしておくことも必要か。

- 記録訂正の対象外としている「制度上納付が困難など明らかに不合理な申立ての場合」の具体的な内容を明確にしておく必要がある。

Ⅲ 関連データ ※ 数値については、第三者委員会で精査中

- 上記①の基準案に該当する事案（注1）に係る第三者委員会のあっせん状況（平成21年7月末現在）

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
上記①の基準案	2,929件	2,879件	98.3%
(参考) 複数回含む	3,409件	3,250件	95.3%
(参考) 9年1月以降	76件	68件	89.5%

(注1) 上記①の基準案に、申立期間の前後が厚生年金等に加入している事案を含めている。

(注2) 「複数回含む」の事案とは、上記の基準案の要件から「かつ1回」の要件を除外したものである。

(注3) 「9年1月以降」の事案とは、申立期間の全部又は一部が平成9年1月以降であるものであって、上記の基準案に該当するものである。

- 上記②の基準案に該当する事案（注1）に係る第三者委員会のあっせん状況（平成21年7月末現在）

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
上記②の基準案	131件	131件	100.0%
(参考) 複数回含む	188件	183件	97.3%
(参考) 9年1月以降	2件	1件	50.0%

(注1) 上記②の基準案に、申立期間の前後が厚生年金等に加入している事案を含めている。

(注2) 「複数回含む」の事案とは、上記の基準案の要件から「かつ1回」の要件を除外したものである。

(注3) 「9年1月以降」の事案とは、申立期間の全部又は一部が平成9年1月以降であるものであって、上記の基準案に該当するものである。

- 特例納付に係る申立て事案に係る第三者委員会のあっせん状況（平成21年7月末現在）

	事案件数	あっせん件数	あっせん率
～12月	191件	149件	78.0%
13月～36月	394件	229件	58.1%
37月～60月	564件	242件	42.9%
61月～99月	627件	192件	30.6%
100月～	686件	164件	23.9%
合計	2,462件	976件	39.6%

(参考) 現行基準(別紙)による社会保険事務所段階での記録訂正の件数内訳(平成21年9月末現在)

① 申立内容に対応する確定申告書(控)があるもの	14件(2%)
② 申立内容に対応する家計簿があるもの	15件(2%)
③ 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録があるもの	5件(1%)
④ 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間(1年以内で一つの期間)であり、かつ納付を認める積極的な事情があるもの	646件(95%)

IV 法的措置か運用上の措置か

- 社会保険事務所段階での記録訂正という運用上の措置により対応することが基本。

平成20年4月28日
社会保険庁

第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について

社会保険庁においては、平成20年3月27日の年金記録確認中央第三者委員会の決定を踏まえ、下記の国民年金に係る申立ての場合については、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、本日、地方社会保険事務局に通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 申立内容に対応する確定申告書(控)がある場合
申立期間全体に対応する当時の確定申告書(控)がある場合であって、当該申告書(控)の社会保険料控除欄に「国民年金」として記載されている金額が実際に必要となる金額と一致しているもの。
2. 申立内容に対応する家計簿がある場合
申立期間を含む1年以上の当時の家計簿がある場合であって、当該家計簿に記載されている金額が実際に必要となる金額と一致しているもの。
3. 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合
4. 現年度納付の申立てであって、未納期間が短期間であり、かつ納付を認める積極的な事情がある場合
申立期間が1年以内、かつ1期間の場合であって、申立期間以外の国民年金の加入期間に未納がなく、配偶者が申立期間と同期間の保険料を納付しているなど、当時、申立人が保険料を納付していたと考えられる事情があるもの。

ただし、以下の場合には、上記記録訂正の対象外とする。

- ・ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合
申立期間の全部又は一部が未加入期間である場合、申立人が納付したと主張する時期は、時効により納付することができない時期である場合など
- ・ 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

2 厚生年金 (1) 標準報酬遡及訂正事案 6.9 万件

(考えられる回復基準案)

- 次の①から④のすべてに該当する場合に記録回復を行う (別紙参照)。
 - ① 次の3条件のすべてに該当する事案である (6.9 万件該当)。
 - ・ 標準報酬月額を引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ・ 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ・ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ② 本人が、「従業員」であって、遡及訂正された記録が「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「事業主等からの説明に同意している事実なし (社会保険事務を自ら担当し関与していた事実なしの場合を含む。)」と回答。
 - ③ 雇用保険記録又は法人登記簿謄本により「従業員」であったことを確認できる。
 - ④ 社会保険事務所において、適正な処理であったことを示す書類等は確認できない。

I 考え方

- 上記の案に該当するものについて、第三者委員会において概ねあつせんされていることが確認されることを前提に、第三者委員会の審議を経ず、社会保険事務所段階において記録訂正を行う。

II 留意点

- 本人から申立てを受ける際に、「申立内容が事実と相違ない」旨、及び「今後事業主等への調査を行う場合があり、その調査等により、仮に申立内容が事実と相違することが判明した場合には、年金の増額分の返還を求める」旨を記載した申立書に署名していただくこととしてはどうか。
(モラルハザードの抑止の観点からの「告発等の措置をとらざるを得ない場合もある」といった記載までは必要ないのではないか。)
- モラルハザードの抑止の観点から、故意により事実と反する虚偽の申立てをしたことが判明した場合には、増額された年金の返還を求めることに加え、手数料などの名目で新たにペナルティを課することが考えられるか。

(注) 現行の厚生年金保険法第40条の2、第87条、第89条により、偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者に対しては、不正受給の日の翌日から年14.6%の延滞金を課することができる。

- 新たに事業主等への調査を一律に行うこととはしないが、既に当該社会保険事務所で事業主等への調査を行っており、事業主等が事実と相違ない旨の証言をしている場合は、本人が上記署名を行う前に、そのことを伝えることとしてはどうか。
- 第三者委員会において既に「訂正不要（非あっせん）」と判断された事案について、再度の申立てがあった場合には、社会保険事務所段階での記録訂正の対象とせず、第三者委員会に再送付することとするか。

III 関連データ

- 2万件戸別訪問調査において、「従業員」であり「事実と相違あり」かつ「訂正の意思あり」と回答された方の事案であって、第三者委員会で判断されたものの状況

(平成21年7月末までに第三者委員会に送付した事案について、9月4日現在の状況を整理したもの。)

第三者委員会で判断された件数	232件(100%)
うち、あっせんされた件数	206件(89%)
うち、非あっせんとされた件数	26件(11%)(※)

※ 第三者委員会の分析によれば、上記26件の内訳は次のとおり。

①申立人が実際には取締役(事業主・役員)であった事案	11件
②申立人が取締役(事業主・役員)ではないが、実質上事業所を代表して社会保険事務を担当していたと認められる事案	5件
(ア)うち、申立人の証言等により判断したもの	(2件)
(イ)うち、事業主、同僚等の証言を聴取して判断したもの	(3件)
③遡及して事実即した報酬改定等を行った可能性があるとして認められる事案	5件
(ア)うち、申立人の証言等により判断したもの	(0件)
(イ)うち、事業主、経理担当者、社労士等の証言を聴取して判断したもの	(5件)
④入力ミスを事後に是正したと認められる事案	5件

IV 法的措置か運用上の措置か

- 社会保険事務所段階での記録訂正という運用上の措置により対応することが基本。
- モラルハザードの抑止の観点から、現行の延滞金に加え、新たに手数料などを課する場合は、法的措置が必要と考えられる。

標準報酬遡及訂正事案6.9万件に係る「従業員ケースの救済」について(案)

現行の取扱い

1 本人に、「事業主・役員 or 従業員」、「事実と相違あり or なし」、「訂正の意思あり or なし」及び「事業主等からの説明に同意 or 同意なし」の旨を確認

↓ 「従業員」であって、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答

2 確かに「従業員」であったかの確認(雇用保険記録又は法人登記簿謄本により確認)

↓ 「従業員」であったことを確認

3 適正な処理であったことを示す書類等が社会保険事務所にないかを確認

↓ 適正な処理であったことを示す書類等はない

4 下記(1)又は(2)により、事実に反して訂正されていることを確認

(1)事業所の全喪日以後に遡及訂正処理が行われており、下記の確認手段で当時の給与や勤務の実態が確認できる

〔確認手段〕

- ① 本人が保有している書類により確認(給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書 等)
- ② 上記①のほか、社会保険事務所が各種記録等により確認(雇用保険受給資格者証情報、厚生年金基金の記録、所得関係情報(確定申告書の写し等) 等)

(2)上記(1)の確認ができなかった場合でも、事業主等への調査及び社会保険事務所の調査を行い、下記の確認手段で、事実に反して訂正されていることが確認できる

〔確認手段〕

- ③ 事業主等の証言
- ④ 社会保険事務所にある書類等(滞納処分票、遡及訂正処理の履歴 等)
- ⑤ 社会保険事務所職員の証言

↓
社会保険事務所段階での救済(記録訂正)

(上記の確認ができない場合は、第三者委員会へ送付)

参考

2万件の戸別訪問調査において、

- ・ 「従業員」であった旨の回答があった4,614人のうち、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨の回答があったのは1,493人

新たな取扱いの案

1 現行どおり

↓ 「従業員」であって、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答

2 現行どおり

↓ 「従業員」であったことを確認

3 現行どおり

↓ 適正な処理であったことを示す書類等はない

4 左記の(1)、(2)の確認を行わないこととする

〔確認手段〕

なし

↓
社会保険事務所段階で救済(記録訂正)

(留意点)

- ・ 本人から申立てを受ける際に、「申立内容が事実と相違ない」旨、及び「今後事業主等への調査を行う場合があり、その調査等により、仮に申立内容が事実と相違することが判明した場合には、年金の増額分の返還を求める」旨を記載した申立書に署名していただくこととしてはどうか。
(モラルハザードの抑止の観点からの「告発等の措置をとらざるを得ない場合もある」といった記載までは必要ないのではないか。)
- ・ 新たに事業主等への調査を一律に行うこととはしないが、既に当該社会保険事務所では事業主等への調査を行っており、事業主等が事実と相違ない旨の証言をしている場合は、本人が上記署名を行う前に、そのことを伝えることとしてはどうか。
- ・ 第三者委員会において既に「訂正不要」と判断された事案について、再申立てがあった場合には、社会保険事務所段階での記録訂正の対象とせず、第三者委員会に再送付することとするか。

(参考)

6. 9万件以外の標準報酬等の遡及訂正事案の取扱いについて(案)

現行の取扱い

- 本人に、「事業主・役員 or 従業員」、「事実と相違あり or なし」、「訂正の意思あり or なし」及び「事業主等からの説明に同意 or 同意なし」の旨を確認
↓ 「従業員」であって、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答
- 確かに「従業員」であったかの確認(雇用保険記録又は法人登記簿謄本により確認)
↓ 「従業員」であったことを確認
- 適正な処理であったことを示す書類等が社会保険事務所にないかを確認
↓ 適正な処理であったことを示す書類等はない
- 下記により、事実と反して訂正されていることを確認

事業所の全喪日以後に標準報酬月額等の遡及訂正処理が行われており(3条件すべてに該当する必要なし)、下記の確認手段で当時の給与や勤務の実態が確認できる

[確認手段]

- 本人が保有している書類により確認(給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書等)
- 上記①のほか、社会保険事務所が各種記録等により確認(雇用保険受給資格者証情報、厚生年金基金の記録、所得関係情報(確定申告書の写し等)等)

↓
社会保険事務所段階での救済(記録訂正)A

↓
上記の確認ができない場合は、第三者委員会へ送付

↓
あっせんが行われた場合、救済(記録訂正)B

※ さらに、A又はBにより救済(記録訂正)が行われた人の同僚被保険者(同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正処理が行われている者)であって、「従業員」であった者についても、社会保険事務所段階で救済(記録訂正)

救済を進めるためのさらなる検討(案)

6. 9万件以外の標準報酬月額等の遡及訂正事案については、現行の取扱いによる救済を引き続き進めるとともに、以下のような分析・調査を行うことを通じて、さらなる救済のためのルールを作成できるかどうか等について検討を行う。

1 これまで救済が図られた以下の事案について、2条件のみ又は1条件のみで救済された事案の件数、その特徴、属性等を分析する。

- ① 社会保険事務所段階で記録訂正された事案
- ② 第三者委員会のあっせんにより記録訂正された事案
- ③ 上記①及び②の同僚被保険者として記録訂正が行われた事案

2 以下のケースについてサンプル調査を行う。

(1) 6. 9万件の抽出に用いた3条件のうち2条件のみ又は1条件のみに該当する記録について、一定のサンプル数をとって調査。

(2) 遡及して資格喪失処理がなされた記録であって、滞納事業所に勤務していた者の記録であるものについて、一定のサンプル数をとって調査。

※ 滞納事業所データと被保険者記録を突合し、オンライン記録から上記に該当する記録を抽出するため、プログラム開発が必要。

2 厚生年金 (2) 脱退手当金

(考えられる回復基準案)

下記の場合に、脱退手当金を受給していなかったものと認定する。

- ① (ア)婚姻等による改姓後6か月を超えて支給決定されているが、被保険者名簿等には旧姓表示のままとなっており、かつ、(イ)支給決定当時又は支給決定後間もなく国民年金等に加入し、保険料を納付している場合
 - ② 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合
 - ③ 異なる記号番号で管理されていた複数の厚生年金被保険者期間を対象として支給決定されているにもかかわらず、これら複数の記号番号の重複取消処理が行われていない場合
 - ④ 支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合
- 以下の場合には、上記の対象外とする。
- ・ 社会保険事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合。
 - ・ 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合。
 - ・ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合。

I 考え方

- 上記の基準案に該当するものについて、第三者委員会において概ねあっせんされていることが確認されることを前提に、第三者委員会の審議を経ず、社会保険事務所段階において記録訂正を行う。

II 留意点

- 上記①、③及び④の基準案に該当する事案についての第三者委員会でのあっせん率は、それぞれ、97.1%、100%、100%となっており、概ねあっせんされている状況にあるが、さらに①に係る非あっせん事例の分析をしておくことも必要か。

- 上記②の基準案に該当する事案については、第三者委員会でのあつせん率が82.9%にとどまっております、非あつせん事案7件の分析をした上で、さらなる検討が必要ではないか。

なお、非あつせん事案7件について確認したところ、すべて、資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされているところ。したがって、資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている事案を除くという条件を追加した場合、あつせん率は100%となる。

※ 上記の基準案の実施に当たり、現在、第三者委員会において行っている調査を社会保険事務所で行うこととなるため、社会保険事務所での事務負担増が見込まれる。

III 関連データ

- 上記①の基準案に該当する事案に係る第三者委員会のあつせん状況

(平成21年7月31日現在)

	事案件数	あつせん件数	あつせん率
上記①の基準案	34件	33件	97.1%

(注) 上記の事案件数は、本人が受給を認めた事案1件及び社会保険事務所において脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等(裁定請求書、本人保有の厚生年金保険被保険者証等)が存在していた事案4件を除いたもの。

- 上記②の基準案に該当する事案に係る第三者委員会のあつせん状況

(平成21年7月31日現在)

	事案件数	あつせん件数	あつせん率
上記②の基準案	41件	34件	82.9%

(注) 上記②の基準案のうち、「資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている事案」(代理請求がなされた可能性があるとの理由から非あつせんとなった事案)を除いた場合、あつせん率は100%となる。

- 上記③の基準案に該当する事案に係る第三者委員会のあつせん状況

(平成21年7月31日現在)

	事案件数	あつせん件数	あつせん率
上記③の基準案	5件	5件	100.0%

(注) 上記の事案件数は、本人が一部期間について受給を認めた事案3件、脱退手当金の支給記録が複数回ある事案1件を除いたもの。

- 上記④の基準案に該当する事案に係る第三者委員会のあつせん状況

(平成21年7月31日現在)

	事案件数	あつせん件数	あつせん率
上記④の基準案	4件	4件	100.0%

(注) 上記の事案件数は、申立人が女性であった場合のものであり、支給報告書が残っている事案1件を除いたもの。

IV 法的措置か運用上の措置か

- 社会保険事務所段階での記録訂正という運用上の措置により対応することが基本。

3 名寄せ特別便に関する記録調査の市区町村への協力要請（いわゆる“名古屋市方式”の全国展開）

- 受給者名寄せ特別便については、「訂正なし」と回答があった方及び未回答の方のうち、未統合記録が結び付く可能性が高い方に対して、電話や文書の送付等によるフォローアップ照会を実施してきたところである。
- しかしながら、本人から回答がなく、かつ、電話番号を「104」等で照会しても非開示であるか、電話しても応答がないことにより、電話又は訪問ができなくなっている方が発生している。
- これらの方については、市区町村が保有する国民健康保険や介護保険などの情報を活用することにより、電話番号又は施設入所・病院入院の状況などが一定程度判明することが、名古屋市が実施した年金記録の調査により確認された。
- このため、全国の市区町村に対し、①市区町村が独自に保有する電話番号や連絡先の提供、又は、②判明した電話番号又は施設入所などの情報を活用し、市区町村において記録の調査を行うことの協力を依頼し、名古屋市と同様の取組みを全国展開する。

※ 各社会保険事務所へ11月13日に通知済み

※ 協力いただいた市区町村には国民年金等事務取扱交付金を交付要綱に基づき交付（電話番号の提供@30円/件、市区町村職員が電話@165円/件、市区町村職員が訪問@165円/件+@730円/日）

※ 対象見込件数 約8万件

【実施状況】（11月20日現在）

- 社会保険事務局・社会保険事務所から市区町村への協力要請済数 842市区町村
 - ① 協力するとの回答が得られた市区町村 384市区町村
 - ② 協力できないとの回答が得られた市区町村 3市区町村
 - ③ 検討中の市区町村 455市区町村
- 名古屋市と同様に、市区町村から協力の申出があった市区町村数 11市区町村

4 無年金者対策

1 オンライン記録上受給資格期間（25年）を満たしていない者

※（ ）内は、平成21年7月に結果公表した調査において聴取できた685人の状況

(1) 合算対象期間等があり実際には受給資格期間を満たす者及び70歳までの任意加入等により受給資格期間を満たし得る者

【685人中160人（23%）】

[内訳]

- ① 社会保険庁のオンラインシステム上の記録のほか合算対象期間等があり、実際には受給資格期間を満たす者【66人（9.6%）】
- ② 今後、70歳までの間に国民年金に任意加入すること等により、受給資格期間を満たし得る者【94人（13.8%）】

<対策>

- 周知・広報の徹底、個別の案内の実施（合算対象期間・任意加入期間等に関する周知、窓口での正確な相談の徹底等）
- ア. 合算対象期間や第3号被保険者の特例届出期間などの受給資格対象期間の有無についての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るための「お知らせ」を送付
 - ・平成17年10月から、60歳到達の3か月前に上記内容のお知らせを送付
 - ・平成17年10月から送付している「お知らせ」の対象とならなかった63歳以上の方に対しては、本年12月中に「お知らせ」を送付予定
- イ. 社会保険事務所等において受給要件等の的確かつ円滑な確認を行うための相談ツール（『履歴整理表』）の活用促進
- ウ. 高齢者雇用施策と連携した70歳以降の厚生年金の任意加入制度の周知
- エ. ご本人にとって社会保険事務所等における年金相談のきっかけとなる新聞、雑誌などの様々な媒体による広報の展開
- オ. 市区町村等に対して、社会保険事務所への相談を促していただくよう協力依頼

(2) 70歳までの任意加入等によっても、受給資格期間を満たさない者

【685人中525人（77%）】

<対策>

- 制度上の対応について、引き続き検討を進める。
- 免除制度の周知・勧奨の徹底、手続きの簡素化（継続免除方式等）
 - ・ 今後、こうした方々を生じさせないために、公的年金の必要性や役割の周知を図るとともに、保険料の収納対策の推進や、保険料免除制度の周知・勧奨の徹底等の取組みを進める。
- 高齢者雇用施策と連携した70歳以降の厚生年金の任意加入制度の周知

2 オンライン記録上受給資格期間（25年）を満たしている者

オンライン記録上、受給資格期間（25年）を満たしていながら年金の受給が確認されない方について、実態を把握するための調査を行っているところであり、その結果を踏まえ、必要な対応策を検討。